

消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について

消防・救急課

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）について、実態を調査し、各消防本部において講じる対策のあり方について検討するため「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を開催しました。本稿では、本ワーキンググループでの検討結果について解説します。

1 ハラスメント等の撲滅に向けた基本的な考え方

本ワーキンググループにおいて職員アンケートによりハラスメントの実態調査を行ったところ、最近1年間に、「パワハラを受けた」と回答した男性は17.5%、「セクハラを受けた」と回答した女性は28.0%に上りました。

消防が人の命に関わる職務である以上、一定程度の厳しい指導・訓練は必要であるが、業務の適正な範囲を超えた指導及び暴力行為は断じて許されない行為です。

また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの撲滅も、重要な課題です。

これに加え、消防の業務に関連する不祥事についても後を絶たず、こうした不祥事の撲滅についても、重要な課題です。

したがって、ハラスメント等の撲滅を目指し、消防庁、都道府県及び市町村において、必要な取組を早急かつ適切に行っていく必要があります。

2 各消防本部において実施すべき対応策

以下、上記1の基本的な考え方に基づき、各消防本部が実施すべき主な事項について解説します。

(1) トップの意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するため、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底すること。

消防庁においては、消防長の意志の明確な表明について、既に先進事例の紹介等を行った（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための、消防長の宣言等による意志の明確な表明について」（平成29年7月4日付け事務連絡））ところであるため、各消防本部においては、当該事務連絡も参考にし、早急に消防

長の意志を明確に表明していただきたい。

また、当該意志を具体的な施策とするための方針を検討の上、策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえ取組の改善を行うため、消防本部の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催すること。

消防庁においては、当該会議の要綱のひな形を提示した（「消防本部におけるハラスメント等を撲滅するための対応策について」（平成29年7月25日付け事務連絡。以下「7月25日付け事務連絡」という。））ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、当該会議を開催していただきたい。

(2) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等は、上司、同僚などの周囲の者がいとも様子が異なることに気付き声を掛けるなどのサポートをすること、ハラスメントを受けたと考える消防職員から上司、同僚などの周囲の者へ相談すること等により円滑に解決されることが望ましいが、こうしたことでは解決できない場合に備え、ハラスメント等通報制度を確立するとともに、ハラスメントを受けたと考える消防職員を精神的にサポートするため、ハラスメント相談窓口を設置すること。当該通報制度及び相談窓口については、多様なあり方が想定されるため、詳細については消防庁から発出した通知（「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消171号））も参考にされたい。

消防庁においては、当該通報制度及び当該通報窓口の要綱のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、体制を整備していただきたい。

(3) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することによる懲戒処分の厳格化を検討すること。

消防庁においては、懲戒処分基準及び懲戒処分基準の公表基準のひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、各消防本部においては、検討を早急に始めるとともに、当該ひな形を参考に、懲



戒処分を厳格化を検討していただきたい。

(4) 職員のセルフチェック・アンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行うこと。

消防庁においては、当該チェックシート及び当該アンケートのひな形を提示した（7月25日付け事務連絡）ところであるため、当該ひな形も参考に、気付きを促す取組を行っていただきたい。

(5) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図ること。

(6) 消防職員委員会の有効活用

消防職員委員会においてハラスメント等への対応策について審議されることは、対応策の実現のために有効であることを踏まえ、消防職員委員会においてハラスメント等への対応策について意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応を取るよう助言すること等により、事案の解決を目指すことを趣旨とするハラスメント等相談窓口を設置すること。

(2) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施すること。

また、このほか、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施すること。

消防庁においては、今年度中に、これらの講義・研修で使用するテキストを作成することとしているため、当該テキストも参考に講義・研修を行っていただきたい。

3 各都道府県において実施すべき対応策

県が実施すべき主な事項について解説します。

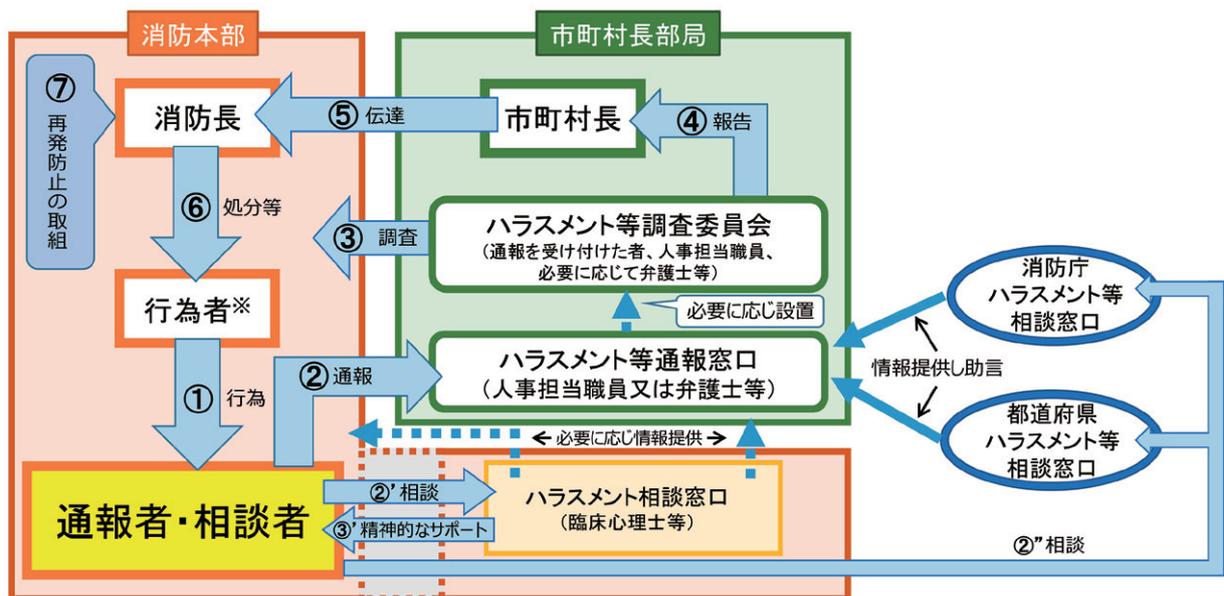
(1) ハラスメント等相談窓口の設置

各消防本部が確立するハラスメント等通報制度における対応では不十分である場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内

4 その他

既に通報制度を確立している消防本部が一定数あることから、各消防本部におかれては、ハラスメント等に対して一定の対策は講じていただいているものと思います。しかしながら、連日、いずれかの消防本部にてハラスメント等が発生している現状に鑑みると、その対策はまだ不十分であると言わざるを得ません。

各消防本部においては、まずは消防長がハラスメントを撲滅するという強い思いを打ち出し、本部を挙げてハラスメント等の対策を講じていただき、近い将来、消防全体でハラスメント等がなくなっていることを期待しています。



ハラスメント等通報制度のイメージ（一例）

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 谷口
TEL: 03-5253-7522